

平成30年度 佐賀県社会保険協会事業計画書

【計画の基本】

佐賀県社会保険協会会員及び健康保険・厚生年金保険・国民年金・船員保険の被保険者等の皆様への社会保険制度の普及・発展、健康保持・増進を図り、社会保険事業の円滑な運営に資するため、下記に掲げる事項を実施する。

特に、新規加入会員の増加に向けての事業を実施する。

また、日本年金機構における年金制度、全国健康保険協会における健康保険制度の周知・広報を協働して実施する。

1、社会保険制度の普及・推進に関する事業

- (1) 社会保険事務説明会の資料を作成、配布する。
- (2) 「社会保険事務手続き」を作成、配布する。
- (3) 制度改正関係資料を作成、配布する。
- (4) その他、社会保険制度の普及、推進に必要と認められる事業を行う。

2、社会保険制度の広報、宣伝に関する事業

- (1) 広報誌「社会保険さが」を作成、配布する。
- (2) 協会案内を作成、配布する。
- (3) 社会保険制度の周知を図るためホームページを充実する。
- (4) その他、社会保険制度の広報、宣伝に必要と認められる事業を行う。

3、事務講習会、年金セミナーに関する事業

- (1) 社会保険事務担当者、従業員への講習会、セミナーを実施する。
- (2) 年金シニアライフセミナーを実施する。
- (3) 事業所内年金相談、研修を実施する。
- (4) 新規適用事業所を対象とした事務講習会を実施する。

4、健康づくりに関する事業

- (1) 保健師による事業所内健康相談を実施する。
- (2) 健康づくりに関するカレンダー、パンフレットを作成、配布する。
- (3) Web 上での健康づくりイベント「カラダ・プラス・ワン」を実施する。
- (4) 「健康アクションさが21」に参画し、健康づくり事業を推進する。
- (5) 「健康啓発 DVD」の貸出を実施する。
- (6) その他、健康づくりに関し、必要と認められる事業を行う。

5、その他、これらの事業に付帯する事業

- (1) 年金委員、健康保険委員の育成及び活動を支援する。
- (2) 社会保険関係団体との連携を密にして事業を推進する。
 - ・全国社会保険協会連合会
 - ・全国社会保険委員会連合会
 - ・日本年金機構
 - ・全国健康保険協会
 - ・佐賀県社会保険委員会連合会
 - ・佐賀県年金受給者協会
 - ・佐賀県社会保険労務士会
 - ・佐賀労働局